

い形でごらんいただけるような維持管理、この3つがあるというふうに思っています。

これをやはり地元のボランティアとか、あるいは山岳会の人々のボランティアに頼るんじゃなくて、私どもも観光という視点でいえば、何らかの重点な、あるいはそういった活動の支援も必要ですし、今、私どものほうで考えてるのは、平成30年度の当初予算において、地域おこし協力隊で、ぜひ長井で山岳自然観光推進活動をやりたいという大学4年生の方の希望がありますので、そういった方の予算を計上しております。山岳やアウトドアに通じた人材を登用しまして、都会のほうからの視点からも長井の山岳の魅力アップを図っていきたいと考えております。

○**渋谷佐輔議長** 1番、宇津木正紀議員。

○**1番 宇津木正紀議員** 市長の前向きの答弁ありがとうございます。地域づくり協力隊、大いに期待したいと思います。

先ほど市長からも1泊という、山に泊まってという答弁もありましたが、2月24日、25日に葉山に10人で泊ってきました。肉とか野菜とか、うどんとか缶詰とかスープとか、それ1人当たり2,500円で、10人で2万5,000円、おりてきて「まる久」でラーメンを食べて、チャーシュー麺800円が6つと馬肉ラーメンが4つで、全部合わせて3万2,400円、このほかにコンビニとか道の駅とかお風呂とかガソリンスタンドとかの効果があり、山岳観光も経済波及効果があるのではないかと感じました。

時間をオーバーしてしまいました。大変申しわけありません。これで質問を終わります。

○**渋谷佐輔議長** ここで、昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午前 11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

○**渋谷佐輔議長** 休憩前に復し、午前に引き続き会議を再開いたします。

市政一般に関する質問を続行いたします。

平 進介議員の質問

○**渋谷佐輔議長** 順位8番、議席番号5番、平進介議員。

(5番平 進介議員登壇)

○**5番 平 進介議員** 本定例会における一般質問は、空き家の適切な管理促進に向けて並びにIWC（インターナショナル・ワイン・チャレンジ）山形県開催に向け、地場産日本酒の売り込みをについての2件であります。当局の前向きな答弁をお願いいたします。

なお、議長の許可を得まして、お手元に資料をお配りしておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

初めに、大項目の1、空き家の適切な管理促進に向けてについてであります。

市では、ことし1月、長井市空家等対策計画を策定しました。期間は平成29年度から10年間としています。近年、少子高齢化や人口の減少、核家族化の進展などを背景に全国的に空き家の数が増加、周辺へ悪影響を及ぼす空き家等も生じており、老朽化による倒壊を初め防火・防犯、衛生面など住民生活に深刻な影響を及ぼしている状況があります。

このたびの計画は、市民生活環境の保全を図るため定めたものであります。建物を全て取り壊し、更地にして転出される方もおりますが、固定資産税の住宅用地に係る特例措置等のかかわりで、建物をそのままにしておく方も多いように感じます。

計画を見ますと、1世帯当たりの人員の変化では、平成7年は世帯数9,058で、1世帯当たりの人員は3.6人でしたが、20年後の平成27年は世帯数9,109で、世帯数が増加しているにもかかわらず、1世帯当たりの人員は3.0人と0.6人減少しています。0.6人の減少という数字は少ない感じもしますが、世帯数を掛けたものが人口となりますから、この間で約5,000人減少したことになります。

税務課の資料、新築アパート棟数の推移によれば、平成24年から平成28年の5年間で42棟ものアパートが建設され、274戸がふえています。私は、少し異常なアパトラッシュのような感じがします。水道事業会計でも戸数がふえています。水道事業会計では、平成30年度の給水戸数を1万150戸としていますが、これは前年度と比較して100戸多くなっており、ここ数年は増加傾向であります。新築アパートの274世帯分の増については、市外からの転入者や古いアパートからの転居者なども考えられ、単純にこの世帯数が増加したとは言えませんが、それでも核家族化は間違いなく着実に進んでいるということが言えると思います。

そして、核家族化の進行は、以前の多世代同居という家族構成の中で受け継がれてきた知識や経験値が生かされにくくなり、家庭で相談できる経験者が少ないことなどから、出産や子育てに対する不安というものも大きく膨らんでいる状況にあるのではないかと推察します。

核家族化は、現代日本の大きな潮流のようになっていますが、「ライフシフト100年時代の人生戦略」の著者であるイギリスのリンダ・グラットン氏は、著書の中で、毎年公表される世界第1位の国の平均寿命、ベストプラクティス平均寿命を時系列でグラフ化したところ、ほぼ一直線上に上昇する線が描かれる。日本では、2007年、平成19年に生まれた子供、現在小学校4年生ぐらいの子供の半数が107歳より長く生

き、2014年、平成26年に生まれた子供、3歳くらいの子供になります。この場合は109歳と述べています。生まれた子供の半数以上が100歳を優に超える時代が間もなく到来するのです。

さらに、著書では、20世紀の人生のステージである、いわゆる教育のステージ20年、仕事のステージ40年、引退のステージ20年という人生80年時代の考え方は通用せず、長寿化の進展により人生100年という、これまで世界が経験したことのない時代では、新たな人生戦略、マルチステージの人生を開いていかなければならないとしています。

人生100年の時代において、例えば65歳で引退するという引退のステージでは、勤労期間として働いている間に老後の生活資金として貯蓄したものではありません。仕事のステージの変化や結婚を含むパートナーの選択、そして世代間交流を伴う多世代同居型の家族構成などが新たな人生戦略の方法の一つになるのではというものであります。多世代型の家族構成、これが人生100年の時代において新たな人生戦略の可能性があるという点に少し驚きを感じたところでもあります。

政府が進める働き方改革は、間もなく確実に訪れる100年ライフを見越したものだと思いますが、政府として国家戦略としての制度設計をしっかりと立て、健康的で心豊かな100歳を超える国民の人生戦略をつくり上げてほしいと願うばかりであります。

さて、話を本題に戻しますが、全国的な課題として適切な管理が行われていない空き家等が増加し、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしていることから、国は特別措置法を制定し、市は空き家等対策計画を策定しました。

そこで、質問に入ります。初めに、この計画を策定したことにより、これまでと何が一番大きく変わるのか。そして、今後の取り組みはどのようなのかについて建設課長にお聞きいたしま

す。端的に目玉となる概略をお聞かせください。

次に、固定資産税に係る住宅用地特例の対応についてお聞きいたします。

住宅用地に対する課税標準の特例として小規模住宅用地200平米以下の課税標準額は価格の6分の1、また一般住宅用地200平米を超える用地については課税標準額は価格の3分の1とする特例があります。都市計画税は、小規模住宅用地3分の1、一般住宅用地3分の2の特例です。住宅用地特例の申請は、新築家屋の家屋調査に訪問した際に申請書を提出してもらうということになっているようですが、人が住まなくなり、危険家屋と目される住宅の場合の底地については、この特例から除外すべきものではないかと思うのですが、課税権のある税務課において、これまで特例を解除する権限がなかったのか、そのあたりの状況について、税務課長にお聞きをいたします。

次に、特定空き家等実態調査結果の老朽危険度Dランクは一致するかについて、建設課長にお聞きをいたします。

計画では、平成29年3月時点で空き家等が460戸あるとしています。そのうち倒壊や建材等の飛散など危険が切迫しており、緊急度が極めて高い解体が必要と思われるとするDランクが72戸です。

一方、計画で規定する特定空き家等は、国のガイドラインの4つの項目から判断するとしています。1つ目は、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険、2つ目は、著しく衛生上有害、3つ目は、著しく景観を損なっている。4つ目は、周辺的生活環境の保全を図るに不適切の4項目です。

この結果、特定空き家等に指定されるのは、老朽危険度Dランクの72戸から、さらにふえるのではないかとと思われるのですが、担当課としての所見と今後の取り組み、そして現時点での特定空き家等の推計件数を把握しているのでは

れば、教えていただきたいと思います。

また、昨年12月定例会一般質問の答弁として、相続人不存在の空き家が8戸あり、全てDランクという話でありました。この8戸の対応について、計画策定によりどう進めていくのかについてもお聞きをいたします。

特定空き家等の中でも緊急性を勘案する場合の順位づけなどもあると思いますが、考え方と進め方についてお聞きをいたします。

次に、空き家等の利活用の項目では、空き家等の除却を行う場合の助成対象費用を明示しております。この中で、助成対象費用は除却工事費プラス除却により通常生じる損失の補償費としていますが、これは何を指すのでしょうか。例を挙げて示していただければありがたいと思います。建設課長にお聞きをいたします。

また、平成30年度当初予算の住宅費に空家等適正管理事業として15節工事請負費400万円、19節負担金補助及び交付金に特定空き家除却補助金800万円を計上しております。この中で、特に所有者等個人に対する除却補助金の額について補助要綱を定めているのであれば、お聞かせいただきたいと思います。

次に、自治会等が除却する場合も補助対象にできないかという項目に移ります。

計画では、事業主体は地方公共団体と民間の例を挙げております。除却については、基本は当然所有者等がしなければならいわけですが、さまざまな事情があって手をかけられずに特定空き家等に指定されてしまったわけですから、その辺の事情については、その地域の自治会等が最も熟知していると思いますし、所有者等の話し合いもスムーズにいくことが十分考えられます。

この4月から、いよいよ3地区でコミュニティセンター化が始まります。空き家対策は、地域課題の大きなテーマとなっていきますし、後ほど質問します空き家の利活用も含

め、コミュニティセンター化は、これからの地域づくりに大きな期待と今後のまちづくりに大きな影響を及ぼす大切な転換であり、進展だと思えます。

今年度改定される長井市都市計画マスタープランでは、目指す都市構造として、新たにコンパクトシティプラスネットワークとして核となる中央地区を中心に5地区を小さな拠点とし、そこを交通ネットワークで結び、市内全域における生活の利便性を高めようとしております。そうした意味でも、地域コミュニティの自主性を育て、地域住民自治を促進するのが市の役割でありますし、平成31年度から始まる他の地区も含め、この数年間は極めて大事な期間となります。

自治会等への補助を行っている例として、岐阜県郡上市があります。昨年8月に空家等対策計画を策定し、特定空き家等の除却に係る補助制度を創設しております。その中に、所有者等の承諾を得た自治会や地区会が主体となり、計画的に特定空き家等が除却されることを目指しますとし、既に危険空き家解体撤去支援事業補助金交付要綱を定めているようでありますので、長井市でも、これらを参考に検討いただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。市長にお伺いいたします。

次に、固定資産税の減免制度のインセンティブを設け、除却促進を図れないかについてお聞きをいたします。

特定空き家等の除却を行う場合の費用補助制度ができるということで、推進を図るための大変いい措置ができたと思えます。その反面、取り壊した後は、住宅用地特例の適用が解除されるため、敷地の固定資産税が更地並みの額に戻ることから、空き家の除却が進みにくいということも要因の一つになっています。

そこで、除却後も固定資産税の減免を数年間適用するといったインセンティブを設けること

によって、空き家対策が進むのではないかと考えます。全国的には、こうした先進事例もあるようですので、ぜひ検討いただきたいと思えますが、いかがでしょうか。市長にお伺いいたします。

また、この減免制度については、特定空き家等に限らず、ランクA、B、Cといった空き家にも対象を広げることも必要なのではないかとと思えますが、いかがでしょうか。

次に、(2) 空き家の利活用を推進するための支援策についてお聞きをいたします。

空き家の利活用については、空き家バンクを初めさまざまな手法が模索されています。私は、今回は特に空き家を住民が集う地域サロン等に活用する場合の支援措置を中心に質問と提言を行ってまいります。

計画によると、平成29年3月末現在、ランクAの空き家は44戸、多少の改修工事により再利用が可能とするランクBの空き家は93戸あります。このランクAとBを合わせれば市内に130戸以上の空き家が多少手を加えれば利活用が可能ということになります。こうした空き家を、まだ不足していると思われる地域住民が集う地域サロン等に活用、使用できないかという点であります。

現在、市内32カ所でミニデイサービスが行われています。週に1回程度自治公民館等を会場に開催されているようです。月に4回テーマを設け、継続して開催することは、事務的な段取りを行う方には大変なご負担をおかけしていると感じますが、週に1度でも顔なじみが一堂に会することは楽しみでもあり、生きがいにもつながるものだと思いますし、大切な市の取り組みだと感じております。

また、ミニデイサービスのほかにも市内を中心に社会福祉協議会やNPOによるサロンなどの運営が行われているようであります。こうした活動に対し、介護保険特別会計等からも支援

されていますが、さきの厚生委員会協議会でミニデイサービスやサロンの活動をもう少し小さい単位で事業を展開すると、自治公民館等まで行けない方も集まれるということもあるのではないかとといった説明がありました。

ミニデイサービスは、原則自分自身で会場まで行くということのようです。例えば勸進代地区は、中部公民館と南部公民館を会場にした2つのミニデイ組織があります。それでも歩いて行く人には大分距離のあるところもあり、行きたくても行けないという事情もあるようです。午前中の宇津木議員の質問にもありましたが、高齢者の運転による乗り合わせということについては、免許証返納の時代を考えれば課題だというふうに感じます。市内全体を眺めた場合に、そうした不便さを感じているところもあるのではないのでしょうか。

NPOが行っているサロンの中には、送迎により市内全域から集まって過ごすということもあるようですが、もう少し小さい単位での集まり、いわばミニデイサービスやサロンなどを開催するために空き家を活用できないかということをお願いしたいというふうに思います。市でも、既にこうした検討を行っているというふうに思いますが、特に私が申し上げたいのは、空き家の所有者に対する固定資産税の減免制度です。空き家を有料で借りて事業すれば、それは利用者の利用料へ転嫁され負担が大きくなってしまいます。そこで、借りる空き家の固定資産税を減免することにより、無料で、もしくは低額でお借りすることにより利活用がしやすくなり、事業の推進を図ることができるのではないかと考えています。貸すほう、借りるほうのどちらにもメリットのある話であり、こうした制度も整えておけば、空き家対策の一環になるものと思います。

さらに、空き家を活用するためには、そのまま利用するというところは難しいところがあると

思います。そこで、手すりやトイレ等の修繕費の一部を補助する制度を設けてはどうかということも提案したいと思います。

今後、こうした事業に新たに取り組むNPOも誕生していくと思いますし、市長が考えておられるコミュニティセンターのNPO化などもあります。地域みずからがさまざまな構想と創意をめぐらし、提案と実践を繰り返しながら地域コミュニティをつくり上げ、充実させていく。そのための選択肢をより多く整え、地域づくりを支援するということが行政としての重要な役割の一つだと思いますが、いかがでしょうか。

福島県会津若松市では、こうした取り組みについて、社会福祉協議会を中心に行っているということでもあります。当然、市と連携をとった事業のようですので、長井市においてもご検討いただければと思いますが、いかがでしょうか。市長にお伺いいたします。

次に、大項目2のIWC（インターナショナル・ワイン・チャレンジ）山形県開催に向け地場産日本酒の売り込みをについてお聞きをいたします。

去る1月31日の山形新聞に「IWC日本酒審査会・本県開催の契約調印」の記事がありました。世界最大規模のワインコンテスト、インターナショナル・ワイン・チャレンジのSAKE、日本酒部門審査会を県内で開くための契約調印式が行われ、ことし5月13日から18日の本県開催が正式に決定、日本を初め各国から日本酒約1,500本が出品され、世界一のチャンピオン酒の座を争うというものであります。

日本酒が対象のSAKE部門は2007年に設定され、国内での開催は東京、神戸市に次いで山形が3回目となるようであります。国内外の日本酒バイヤーや酒ソムリエなど、十数カ国の計57人が審査に当たり、関連イベントの試飲会には数千人規模が来場するという世界的な大イベントであります。

日本では、平成26年6月に、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（地理的表示法）が制定され、平成27年6月から運用開始されています。通称G Iと呼ばれているようです。山形県内では「米沢牛」、「東根さくらんぼ」、そして国税庁において日本酒の「山形」の名称が登録されています。国税庁による酒類の登録については焼酎などの蒸留酒やブドウ酒などが登録されていますが、清酒部門で産地の名称が入っているのは、石川県の「白山」と山形県の「山形」の2つしかないというもので、山形県の酒づくりの技術の高さを物語っております。

IWCのSAKE部門の都道府県別の金賞受賞数を見ると、山形県は2014年から17年まで4年連続第1位というすばらしい成績を残しております。こうしたこともG Iとして登録されたゆえんだと思います。

山形県の酒質向上に大きく貢献された方の一人が県工業技術センターで30年以上にわたりかわられた川西町出身の小関敏彦氏であります。山形県内には54の酒蔵があり、当時、酒造業界の体質も弱く販売力もない中で、高級酒路線にかじを切り、酒米を独自に開発、若手技術者やオーナーとの交流会や勉強会を立ち上げ、取り組んだそうであります。酒の酵母開発やこうじ、原料米、売れ筋商品の分析、さらに、県内の酒は全てデータ分析し、製法も県内の蔵元に公開したとのことで、そうした地道な研究と開発が実を結び、信頼できる品質として保護するG Iという国のお墨つきとなったものであります。

こうしたことを受け、質問に入ります。

IWCという世界的権威のある世界的イベントがことし5月に山形県で開催されるわけですが、長井市としてどう捉えているのか、また、山形県がようやく誘致に成功し、知事はオール山形で成功に導き、美酒県山形を世界に広めると意気込んでいるとの報道ですが、市長として県と一体となった取り組みをどのように考えて

おられるのか、お伺いいたします。

また、県でもこのイベントに向け、県産酒のパンフレット等を作成し、売り込みを図るのではないかと思います。長井市には3つの酒蔵がありますが、市としても独自にパンフレットを作成してはいかがでしょうか。それも多言語版を含めて作成し、売り込みを図るべきと考えますが、いかがでしょうか。市長の見解をお伺いいたします。

さらに、やまがた長井観光局による旅行商品の開発なども考えられると思いますが、いかがでしょうか。この件については、商工観光課長にお聞きをいたします。

また、現在活動しているおきたま五蔵会との連携なども考えられると思いますが、いかがでしょうか。商工観光課長にお聞きをいたします。

次に、山形県で開発した酒米は、地元で栽培できないのかについて、農林課長にお聞きをいたします。山形県で開発した酒米には、DEWA33や出羽の里のほか、最近デビューした雪女神があります。こうした酒米を長井市で栽培することが難しいというような話をお聞きしたのですが、どのような仕組みになっているのか、お聞かせいただきたいと思います。特に、雪女神は大吟醸系の酒米として利用されるということで、栽培管理も厳格にされていると聞くのですが、県内の状況も含めてお聞きをいたします。

最後の質問となります。市民に愛される日本酒に向けた乾杯条例について、お聞きをいたします。

乾杯条例については、平成26年2月の県議会をやまがた県産酒による乾杯を推進する条例が可決されております。県単位では全国で4番目ということでもあります。その後、県内の市町村でも同様の動きがあり、山形市や高島町など幾つかの市町村で条例を制定しております。いずれも議会発議による条例案のようですが、長井市として地理的表示G Iの指定を受けた「山

形」の日本酒をさらに強くアピールするためには、乾杯条例なども有効なのかと思っているのですが、地場産品としての日本酒、そして現在開発中の長井産ワインなどを含めたアピールについて、市長の見解をお伺いいたします。

以上お伺いし、壇上からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○**渋谷佐輔議長** 内谷重治市長。

○**内谷重治市長** 平 進介議員から大きく2点、合計で8点ぐらいご質問いただきました。順次、お答え申し上げます。

まず最初に、私ども長井市で今年度に、長井市の空家等対策計画を策定したわけですが、その大きな狙いは、国の支援をいただきながら、危険空き家の除去やら、あるいは活用できる空き家を国から支援いただいて、これらさまざまな対応ができるということで、遅くなってしまいましたけれども、置賜では私どもと南陽市と白鷹町だけというふう聞いております。順次お答えいたしますが、まず、議員からは、自治会等が除去する場合も補助対象にできないのかというようなご提言でございます。郡上市のほうでそういった事例があるということで、この内容は、危険空き家の所有者やその土地の所有者が危険空き家を除去しない場合には、その所有者の同意を得て、自治会等が解体除去をすることができるとしているようでございます。除去費用については、独自の補助金制度を設けているようで、100万円を上限に市から自治会へ補助金として支払われると聞いております。

現在のところ、長井市におきましては、特定空き家の所有者が国の補助金制度を活用し、みずから除去を進められるよう、取り組んでまいりたいというふうと考えておるところでございます。これを基本として考えておりますが、来年度から取り組みを始めてまいりますので、どのような案件が出てくるのか、まだ手探りの状

況でございます。所有者がどうしても危険空き家を解体することができず、地区等がかわって除去を行いたいといった要望等が出てまいりましたら、今後とも検討してまいりたいと考えておりますが、郡上市のように100万円を上限に全て市で補助するというのはできるだけ避けたい。やはり5分の2の国の支援をいただいて、私どもとしては基準を150万円、解体費用と考えておまして、そのうち40万円を国で、そして長井市で40万円、違いましたね、120万円でしたね、ごめんなさい。120万円を基準といたしまして、国で40万円、市で40万円、そして、あれ、ちょっと違いますね。やっぱり60万円、60万円、30万円ですね、150万円を基準に考えておまして、国から60万円と市で60万円、そして所有者が30万円ということで考えております。

所有者にとりましては5分の1の負担で5分の4の国の支援を受けて、危険空き家の除去をできるということでございますので、これを所有者が嫌だと、しないと言ってかわりにその地区で、例えば、これにかわってされるという場合のケースについては、その状況等々を見まして、いろいろ検討してまいりたいというふうに思います。大変失礼しました。

2点目、固定資産税の減免制度のインセンティブを設け、除去促進を図れないかということでございます。

課税の仕組みとしては、住宅が取り壊されれば当然、住宅用地の課税標準特例は解除され、本則課税になります。取り壊した後の一定期間、宅地としての本則の税額と住宅用地の課税標準特例適用後の税額との差額を減免することによって、特定空き家などの危険空き家の除去促進を図れないかということでございますが、これについては、議員ご指摘のとおり、減免を制度化しているという事例があるようでございます。早速、実施している自治体に問い合わせてみま

したところ、1点目は、減免の件数、実績につきましては長井市と人口規模が近い、人口約2万6,000人の福岡豊前市では、平成26年度から実施しております、年間10件から20件の実績ということでございました。他の自治体の実績を見ても年間10件に満たない程度でございました。

次に、2点目でございますが、税を減免したことにより、危険空き家等の除去が促進されたかということにつきましては、効果があると回答したところがある一方で、減免措置だけをもって解体を決断されているわけではないと考えているところもあり、評価はまちまちで定まっていような状況でございました。

今後、このような制度を実施するかどうかにつきましては、少し事例などもさらに調べながら、慎重に検討すべきであると考えております。いずれにしましても、危険な空き家をなくす、少なくするためにはどうすべきか、また市民の安全安心を確保するという公益性も勘案しながら、総合的な検討をする必要があると認識します。

また、減免するとすれば、ランクA、B、Cの空き家も減免の対象にすべきではないかということでございますけれども、ランクの低い、つまり危険度の低い優良空き家に対しては、除却を進めるというよりも簡易な修繕をすれば十分活用できるケースもあるわけでございますので、このような場合は空き家としての有効活用を図ることのほうが効果的である場合もあると考えます。

このたび開設いたします空き家バンクには、当面ランクAの空き家を登録する予定でございますので、減免を実施する際にはこのような優良空き家の活用策との整合性を見きわめた上で対象を判断しなければならないと考えております。

なお、議員からのこういうご提言とは別に、

危険空き家ということでDランクの空き家を協議会で判定して定めた場合、それらは、いわゆる減免の措置がなくなると、そのままでもですね。ですから、危険空き家と指定されますと6倍になると、税額が。ですから、そのまま建てておいても、いわゆる更地にした場合の固定資産税の6分の1の減免がなくなるからそのままにしておきたいという所有者に対しては、もうそのまま危険空き家を放置した段階で認定を受ければ、指定ができれば、特例が排除されるわけですから、税金が高くなると。ですから、早く撤去するように進めていくという考え方でございます。

続きまして、この1番目のご質問の(2)の空き家を住民が集う地域サロン等に活用する場合の支援措置ということでございますが、まずは所有者に対する固定資産税の減免措置ということですが、空き家の利活用の促進という観点から、空き家を貸して利活用した場合は、固定資産税を減免する制度を整えられないかというご提言でございますけれども、現行の制度では、市税条例第60条の減免要件のうち、公益のために直接占有する固定資産ということで、具体的には公民館のように広く地域の集会の用に供されているものや、学校法人や宗教法人、社会福祉法人以外のものが設置した幼稚園において直接保育の用に供されているものがいずれも無料で貸してる場合に限られますけれども、減免の対象とされております。

議員がおっしゃるような、例えば、NPO法人が空き家を借りて公益性の高い事業の用に供してる場合は、地方税法第367条ってところの減免することができる特例の事情に該当するのかなど、今後の研究課題とさせていただきたいと。

やはり固定資産税っていうのは、我々市町村にとっては固有の、数少ない財源の一つでござ

いますので、むやみに減免措置を特例で乱発するというのは、やはり余り適切じゃないというふうに思っておりますので、今言いましたように、その空き家の持ち主が無償で貸しますよと、公的な利用をされる場合ですよ。そのときは検討の余地があるかもしれませんが、果たして所有者がどう考えられるかということもありますので、実際にそういった事例が出てきた場合にぜひ検討させていただきたいと思っております。

続きまして、空き家を住民が集う地域サロン等に活用する場合の支援措置として、利活用する場合の改修支援でございますが、空家等対策計画では地域における空き家等の活用としまして、利活用を望まれる空き家等について、民間での流通の促進を図ると同時に、地域における活用を検討していくこととしております。市や地域が主体となってまちづくりに資する滞在体験施設、交流施設、体験学習施設等の用途として利活用を行う場合は、国の空家再生等推進事業を活用し、事業を行うことが可能となります。

実施に当たっては、所有者の同意はもちろん必要になりますが、行政課題や地域課題を踏まえながら、空き家対策協議会の意見を聞きながら進めることとなりますが、こちらの事業を活用すれば、地区サロンの開設や建物の改修に要する費用についても補助金が活用できるようになります。この場合、所有者、地区負担していますかね、活用する側が3分の1、国が3分の1、そして市の負担が3分の1ということで、3分の2の支援を受けて活用、整備することができるということでございます。

この項の最後でございますけれども、地域づくり事業としての取り組みの可能性ということで、議員からもありましたように、西根地区などはコミュニティセンターとしてこの4月から新たにスタートするわけでございますが、交付金事業は基本的に計画に沿った事業であり、地

域で実施することは可能だというふうに思っております。

質問内容の、行きたくても行けない事情を改善するならば、事業を地域づくり交付金事業として提案されている歩いて行ける身近な空き家を活用することと、そうでなく、ミニディの場所まで送迎することの2つの事業方法が考えられるのではないかとこのように思います。

続きまして、大きな質問の2項目め、インターナショナル・ワイン・チャレンジ山形県開催に向けた地場産日本酒の売り込みをということと、山形県で開催されるIWCを長井市としてどう捉えてるかということでございます。

これは、IWCは、イギリスのウィリアム・リード・ビジネス・メディア社が主催する世界最大規模のワイン品評会であると。そのSAKE部門の審査会が山形県で開催されるということで、これは大変すばらしい催し物だと思っております。

議員よりお話のありましたとおり、2012年の東京や2016年の神戸に続く国内3回目の開催であり、国内外のバイヤーやソムリエなどが訪れ、審査会を開催すると同時に試飲会なども開催され、たくさんの方々が訪れる世界的なイベントだと聞いております。山形県のお酒は、都道府県別に見た場合、議員からもありましたようにここ4年連続で1位を獲得しており、また、最近11年間の金賞受賞総数も30と、第2位の19を大きく引き離しているなど、山形県のお酒が高い評価を得ておりますし、長井市においても3つの酒蔵があることから、いろんなPR方法を検討してまいりたいと考えております。

次に、誘致に成功した山形県と市町村の取り組み内容はということでございますが、県では、本イベントのか開催に合わせて、IWC 2018「SAKE部門」やまがた開催支援委員会を設立し、県一体での取り組みを目指しております。長井市におきましても、平成30年度予算で願

いしておりますが、負担金の拠出を予定しております。今後、事業内容の詳細につきましては詰めていかなければならないと考えております。

今回のIWC招致の目的として、酒どころや山形の知名度、ブランド価値の向上がまず1点目。2点目は、県産酒を初めとする県産品の取引拡大、販路拡大。3点目がインバウンドの増加、交流人口の拡大を目的としています。世界的規模のイベントでありまして、影響力、情報発信力を持つ審査員などが来県することなどから、お酒に限らず、県内や市内のいろんな魅力を発信するチャンスであると考えております。長井市のPRはもちろん、県内の関係機関、団体と連携した取り組みを行うことによって、長井市とその周辺と山形県全体が大きな成果を生んでいけるような取り組みにしていければというふうに考えております。

長井市独自に日本酒限定のパンフレットを多言語版も含めて策定してはということですが、開催支援委員会におきまして、歓迎レセプションや山形の酒づくりセミナー及び、県内観光地視察、一般参加者によるチャリティー試飲会などを予定しております。具体的な内容等につきましては今後詰めていくことになるかと思いますが、審査会のみではなく、関連事業も行うことから、どのように長井市がPRしていけるか、やまがた長井観光局とも協議しながら検討をしてみたいと思います。

これに合わせて、独自のパンフレットをどうするかでございますが、県においては、やまがた冬のあったか回廊キャンペーンに合わせて、置賜地域の17の酒蔵が紹介されたチラシを策定しております。長井の酒蔵紹介のチラシとしては、こちらを活用していきたいと思っております。

また、海外向けには、SNS等の手段が有効であると思っておりますので、IWC2018「SAKE部門」や、やまがた開催支援委員会のフェイス

ブックページと連携した取り組みや、多くの方に長井市を選択して訪れてもらうために、SNSやインターネット等広く情報発信できる手法を検討してまいりたいと思います。

最後に、市民に愛される日本酒に向けた乾杯条例についてでございますが、議員からお話ございましたように、山形県は地理的表示GIの指定を受けております。で、長井市におきましてもまずは、県のほうでは地質や水質などの自然的要因と杜氏による伝承技術などの人的要因などを総合的に判断して、県では指定したと。長井市においてもおいしい水であったり、技術の伝承において十分PRしていけると思います。

長井のお酒をアピールする手法といたしまして、乾杯条例や独自パンフレットの作成など、さまざまな方法をご提案いただきました。今後、市民の方々や議員の皆様とともによりよい方法を検討してまいりたいというふうに考えます。以上でございます。

○**渋谷佐輔議長** これからの各課長さんの答弁もいただくわけですが、時間が押しておりますので、時間内でなるべくできますように、ご協力をお願いします。

伊藤亮一税務課長。

○**伊藤亮一税務課長** 住宅の敷地に供されている土地に対しましては、地方税法第349条の3の2及び第702条の3の規定により、それぞれ固定資産税、都市計画税の課税標準の特例が適用されております。住宅の敷地に供されている土地であることの認定は、総務省自治税務局固定資産税課長通知、これを根拠としてなされております。この通知では、賦課期日、つまり1月1日現在でございますが、現に人が居住していない家屋については、構造上住宅と認められ、かつ、居住以外の用に供されるものではないと認められる場合には住宅とすると示されておりますので、空き家となっても引き続き特例を適用してるところでございます。

なお、平成27年の空家等対策の推進に関する特措法の施行に合わせまして、地方税法第349条の3の2第1項が改正されております。内容としては、特措法第14条第2項で定めております市町村長による空き家の除去でありますとか修繕等の勧告、これがなされた場合は、空き家が存在していても特例の適用対象から除かれることがここで明文化されたところでございます。以上でございます。

○**渋谷佐輔議長** 多田茂之建設課長。

○**多田茂之建設課長** 私からは、6項目のご質問にお答えをさせていただきます。

1つ目は、長井市空家等対策計画の策定により、取り組みはどう変わるかについてでございますが、長井市における空家等対策計画の方向性が明確となりまして、建設課を総合窓口として庁内の各部署、各団体が連携することで空き家対策を総合的に推進することができるようになりました。そして、この計画の策定により、利活用も困難な特定空き家等については、除去を行う所有者に対して、空き家再生等推進事業を活用した国の補助制度を活用できるようになりました。

また、所有者がみずから除去することが困難な特定空き家についても、無償譲渡などを受けながら、市が国の補助制度を活用し、除去を行うことが可能となっております。

続きまして、特定空き家等と実態調査結果の老朽危険度Dランクは一致するかと、老朽危険度Dランク72戸を含む特定空き家等への取り組みについてでございますが、空き家のA、B、C、Dランクは、老朽度危険度判定表につきランクつけされたもので、特定空き家等と判断されるものにつきましては、国土交通省が示すガイドラインを参考に山形県が作成しました特定空き家等の判定表をもとに、空き家を再度判定いたしますもので、同じものではございません。

そして、老朽危険度判定表は、空き家の状態

や状況を点数化し、危険度判定するもので、特定空き家等の判定表は空き家の状態や状況以外にその空き家が周辺やほかの人にどれぐらい悪影響を与えているかなどを判定し、空き家対策協議会において特定空き家として認定するための資料となります。例えば、Dランクの空き家でも周辺に民家がなく、ほかにほとんど迷惑をかけないような場合は認定にはならないかもしれませんし、Cランクの空き家でも住宅密集地で周辺に重大な悪影響を及ぼしていれば認定となる場合があるかもしれません。

いずれにしましても空き家が発生してから常に時間が経過してまいりますので、状況は日に日に悪化していると思います。今後、改めて調査を行い、これらが該当しそうですという結果が出た上で、公益性の観点から空き家対策協議会にお諮りし、意見をお聞きしながら、特定空き家等に認定を行うこととなります。事業を早期に進める上で、特定空き家判定調査をしっかりと行うことが重要になると考えております。

そして、次の質問、相続人不存在の空き家8戸の対応はでございますが、財産管理人制度は財産の所有者や相続人が不明な場合に家庭裁判所が選任した財産管理人が当事者にかわって財産の保存や処分を行う制度でございます。ご質問の相続人不存在の空き家が今後、特定空き家に認定となった場合は、司法書士や弁護士などとの連携を図りながら、財産管理人制度の活用や補助事業の検討などを行うことで、特定空き家の除去を進めてまいりたいと考えております。

また、緊急度の高い切迫性等を総合的に判断することで、危険ランクの高いものを重点対策空き家として取り扱って対応してまいりたいと思います。

そして、空き家除去に対する支援の、除去により生じる……。

(「それはいいです」の声あり)

○**多田茂之建設課長** いいですか、はい、わかり

ました。

最後、危険空き家の除去にかかわる補助金の額でございますが、先ほど市長からありましたように、所有者がみずから空き家住宅の除去を行う場合の除去事業では、補助金の交付対象となる経費の5分の4に相当する額が補助対象額となりまして、想定される工事を150万円と算定し、補助金上限を120万円と設定しております。

○**渋谷佐輔議長** 遠藤敏広農林課長。

○**遠藤敏広農林課長** 私からは、酒米の生産、雪女神について、地元で栽培できないかというご質問にお答えいたします。

雪女神につきましては、山田錦と同等以上の酒質が得られるということで、大吟醸に適した山形県の酒米奨励品種といたしまして、平成26年に採用されたところでございます。

市内で酒米として生産されている品種にはDEWA33、出羽の里などがございまして、いずれも市内の酒蔵や農協と出荷買い取り契約を結んでおります。

このように、酒米を栽培する場合は、酒蔵が出荷販売できることが前提となりますので、まず生産者が酒蔵や農協と協議することが必要になってきます。また、生産者の方が雪女神を栽培する場合、県で目標とする雪女神の品質がございまして、その高い品質を維持するための基本指標や理想的な成育相、施肥、買い取り時期、成育診断、対応技術など、栽培マニュアルをきちんと守っていただく必要もございまして。

平成29年の栽培状況でございますが、県内、まだ発表になってございませぬけども、置賜管内について申し上げますと、西置賜管内はございませぬが、東南置賜管内で米沢市が172アール、高畠町が245アール、南陽市で420アール、川西町で112アールの計949アールということで作付している状況でございます。雪女神を栽培したいという生産者がいらっしゃる場合は、こ

ちら農林課にご相談いただければ、農協や県ともに対応させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○**渋谷佐輔議長** 中田浩之商工観光課長。

○**中田浩之商工観光課長** 私には、2項目のご質問でございます。時間の関係上、1つの答弁でお答えさせていただきます。

このやまがた冬のあった回廊キャンペーンの一環としまして、お酒にかかわる商品を2つ販売いたしました。1つはご質問にありますおきたま五蔵会の酒蔵めぐり、そしてフラワー長井線のワイン列車でございます。こちらはいずれも定員をオーバーしたり、定員に近い集客だったり、場合によってはキャンセル待ちというふうなことで非常に集客力がございました。

お酒を伴う旅行ということで、宿泊を伴ったり、あるいはお土産の単価も非常に客単価が上がったということで、旅行商品として非常に大きな手応えを感じているところでございまして、議員のご質問にもありましたように、市内の3蔵元及び五蔵会ともさらに今後連携してまいりたいと思っております。

○**渋谷佐輔議長** 5番、平 進介議員。

○**5番 平 進介議員** 丁寧に答弁いただきましてありがとうございます。

最初のほうの空き家の適切な管理促進に向けては、やっと計画でたばかりで、これから始めるというようなことでありますので、私、申し上げたことについてもこれから事例、事案が出て検討いただくというふうなことになるんだというふうに思いますが、危険空き家が早く解決できるような形になればというふうに思っているところでございます。

この件については、ちょっと資料も税務課長さん、それから職員の方にいろいろ見ていただきながらつくったもので、ぜひ紹介したかったんですが、機会を改めてできたらなというふうに思っております。

あと、次のIWCの関係ですが、こないだ山形県のものづくりPRの動画出まして、「もの婦」だったんですが、渡部陽一さんという方、戦場カメラマンが監督されたことってということで、長井の長沼酒造の長沼真知子さんが女杜氏、こうやって「惣邑」っていう名前もちゃんとこう出て、100万回動画見たっていうふうなことですので、そうしたこと、それから福島県の浪江町からおいでになって、鈴木酒造長井蔵あるわけですので、ぜひこうしたところも含めて長井でしっかりとPRしていただいて、できればすばらしいパンフレットなどもつくっていただけたらありがたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。ありがとうございました。

内谷邦彦議員の質問

○**洪谷佐輔議長** 次に、順位9番、議席番号4番、内谷邦彦議員。

(4番 内谷邦彦議員登壇)

○**4番 内谷邦彦議員** 長井創生の内谷邦彦です。しばらくおつき合いいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

私が企業に勤め、営業職として働いていた際に常に頭に置いていた言葉があります。それは、チャンスの神様には前髪しかないという言葉です。スポーツ、ビジネスなど何においても成功する人たちは全てチャンスをつかんできた人たちです。成功できない人はチャンスがなかったのではなく、チャンスをチャンスとして捉えることができない、またはチャンスをつかむ行動をしないために成功できないと言われております。

目の前にあるチャンスを逃がさないようにがっちりつかむことは重要なことです。チャンスの神様には前髪しかないというのは、チャンス

の神様があなたの前からこっちにやってきます、その神様をすぐにつかんでチャンスをゲットするか、もうちょっと待とうか悩む瞬間、チャンスを目の前にしたときこんな迷いは誰にでもあると思います。そんなとき、神様をすぐつかもうとした人は前髪をむんずとつかみチャンスをゲットすることができるのです。でも、さんざん迷ったあげく通り過ぎ去っていかうとするチャンスの神様の後ろ髪をつかもうとした人は、チャンスの神様には前髪しかなく、後ろに髪がないので神様をつかむことができず、つかもうとした手は空振りとなり、せっかくめぐってきたチャンスを物にできなかったこととなります。

この言葉は、ギリシャ語で言う機会、チャンスを意味するギリシャ神話の男性の神、カイロスに由来しています。カイロスは、前髪は長いが後ろに髪がない美少年であったとされています。ここからチャンスの神様には前髪しかないと言われるようになったとのこと。

実生活においてもあのとき何々を買っておけばよかったなどと、あのとき、あのようしておけばよかったと思うことはたくさんあると思います。ただし、時間を戻すことは不可能であるためにその機会は二度と戻らないのです。

では、どうしたらよいか。常にチャンスが来たときに備え準備をしておくこと、そしてチャンスだと思ったら二度とないと思って飛びつくことです。長井市においてもさまざまなことに備え準備し、チャンスが来た際にはぜひ前髪をつかんで逃がさないようにしていきたいと思っております。

通告書の1項目、今後の財政状況について伺います。

今回、公共施設整備計画により事業を推進する状況の中で、財政的な負担が大きくなるのが考えられます。しかし、今やらなければなくなる事業ばかりなのではないでしょうか。今やらなければやる機会を失い、改修や修理で